

公示第 8-2012 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるので、地方税法第20条の2の規定により公示します。

この書類は、当所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 19 日

滋賀県中部県税事務所長

奥 村 隆 弘

記

書 類 の 情 報	送達を受けるべき者の氏名名称、 事務所または事業所
地方税法に規定する地方団体の徴収金の 賦課徴収または還付に関する書類 以下余白	嵐山 則夫